

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	128		
<b>産業建設常任委員会記録</b>				
日時	令和 4年 9月 16日 (金)	開会 閉会	午前 9時56分 午前 11時07分	会場 須崎市総合福祉センター2階 会議室1
出席者	委員長 吉野 寛招 委員 大崎 稔 委員 高橋 祐平 委員 西山 慶	副委員長 森田 收三 委員 海地 雅弘 委員 土居 信一 委員 松田 健		
市側出席者	副 市 長 ( 平井 和久 ) 建 設 課 長 ( 楠瀬 晃 ) 住宅・建築課長 ( 小野修一郎 ) 総 務 課 長 ( 梅原健一郎 )	農林水産課長 ( 岡田 進一 ) 港湾政策推進監 ( 西山 文彦 ) 水道課長 ( 中村 幸二 )		
	【事務局】局長：松浦 永治 事務局員 西田 茉由			
欠席者			記録者	西田 茉由
<b>議 是真</b>				
(1) 市議案について				
市議案第 66 号 令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について			認 定	
市議案第 67 号 令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について			認 定	
市議案第 68 号 令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について			認 定	
市議案第 70 号 令和 3 年度須崎市水道事業会計決算の認定について			認 定	
市議案第 74 号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第 75 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 76 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 5 号）につ いて《分割》			原案可決	

市議案第 78 号 令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	<b>原案可決</b>
市議案第 79 号 令和 4 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	<b>原案可決</b>
市議案第 81 号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について	<b>原案可決</b>
市議案第 85 号 工事請負契約の締結について	<b>原案可決</b>

産業建設委員会記録《令和 4 年 9 月 16 日》

○午前 9 時 56 分 開会

\*~~~~~\*

○吉野委員長=それでは、ただいまより産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようよろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

---

市議案第 66 号 令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

○吉野委員長=それでは、市議案第 66 号令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長=市議案第 66 号令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたします。

議案書は 7 ページでございます。本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の 267 ページを御覧ください。歳入決算額は 2,063 万 894 円、歳出決算額は 2 億 1,346 万 5,153 円となっておりまして、差引き歳入不足額 1 億 9,283 万 4,259 円は翌年度歳入繰り上げ充用金としております。

それでは、主要施策の実績報告書の特別会計の 26 ページを御覧ください。(6) 住宅新築資金等貸付事業会計ですが、第 1 款事業費第 1 項住宅新築資金等貸付事業費の決算額は 8 万 4,000 円で、職員給料や需用費、役務費などの事務費となっています。

第 2 款公債費ですが、第 1 目元金 498 万 4,000 円、第 2 目利子 18 万 5,000 円につきましては、定時の元利償還金の利子でございます。

続きまして、第 3 款前年度繰上充用金第 1 目前年度繰上充用金といしまして 2 億 821 万 2,000 円となっています。繰り上げ充用につきましては、平成 22 年度決算以降続いております。この繰り上げ充用額は、平成 29 年度がピークとな

つておりましたが、平成 30 年度から公債費の償還が減少し、令和 4 年度で償還が終了することとあわせて、今後の収納状況にもよりますが、次第に緩やかに減少する見込みであります。

次に、歳入歳出決算書に戻りまして、268 ページ、269 ページを御覧いただきたいと思います。財源となります歳入でありますが、第 1 款県支出金第 1 項県補助金が 88 万 5,000 円、第 2 款諸収入第 1 項貸付金元利収入が 1,914 万 5,894 円、第 2 項雑入第 1 目滞納処分費が 60 万円となっております。また、住宅新築資金等貸付事業元利収入の収入未済額は、現年が 166 万 3,029 円、過年分が 8 億 672 万 4,274 円、あわせて 8 億 838 万 7,303 円となっております。

以上でございます。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田副委員長＝なかなか厳しい状況が続いている中で徴収もしていることと思うんですが、毎年のようにこの決算のときには聞いてるんですが、なかなか難しいかも分かりませんが、完全に回収ができるというか、そういう年度のめどというものが示せるようでしたらお願いしたいんですが。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝森田委員のほうから御質問があります、今後のめどといいますか、こちらの方向性ということですけども、住宅新築資金の繰り上げ充用につきましては、過去に滞納が発生し、あわせて公債費の償還が大きかった時期に収支の不足が発生いたしまして、これまで基金の取崩しでありますとか、基金が残額がなくなった以降は、先ほど御説明申し上げましたように繰り上げ充用を平成 22 年度から開始しまして予算対応してきたところでございます。

なお、近年においては先ほども説明いたしましたように公債費の償還が激減をしたということもあって、この償還の完了により事業全体の縮小等に伴い単年度における収支の不足は解消しております、令和 2 年度から単年度では黒字という形になっております。

ただ、しかしながら、過去の収入不足のものを繰り上げ充用でずっと補っているという状態が続いておりますので、今後の徴収努力ということも含めまして当分の間は単年度収支で黒字であっても繰り上げ充用を行わざるを得ないということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉野委員長＝よろしいですか。

○森田副委員長＝はい。

○吉野委員長＝ほかに何かございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決しました。

---

### 市議案第 67 号 令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○吉野委員長=続きまして、市議案第 67 号令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長=市議案第 67 号令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

議案書は 8 ページ、別冊歳入歳出決算書の 281 ページをお開きいただきたいと思います。令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計の歳入決算額は 6 億 1,188 万 4,940 円でございまして、歳出決算額も同額、差引き残額はゼロ円でなっております。

次に、288 ページの歳入から御説明いたします。第 1 款分担金及び負担金、収入済額は 9 万 5,500 円、未済額が 496 万 7,400 円です。次に、第 2 款使用料及び手数料の収入済額は 380 万 1,116 円、欠損額が 1,080 円、未収額が 9 万 2,858 円となっております。第 1 項使用料が 364 万 4,116 円、第 2 項手数料が 15 万 7,000 円でございます。第 3 款国庫支出金が 4,183 万 5,000 円。

次のページ、第 4 款繰入金は一般会計からの繰入金 3 億 5,225 万 7,824 円となっております。第 5 款諸収入はゼロ円でございます。第 6 款市債は 2 億 1,390 万 円となっておりまして、歳入合計額は 6 億 1,188 万 4,940 円でございます。

次に、歳出でございますが、別冊の主要施策の実績報告書で御説明いたします。特別会計の 27 ページ、(7) 下水道事業会計を御覧ください。第 1 款下水道費第 1 項下水道費第 1 目下水道総務費は 1 億 328 万 7,000 円で、下水道施設維持

管理費が 3,147 万 2,000 円となっております。主な内容、内訳としまして、電気料で 1,621 万 3,000 円、修繕費で 123 万 7,000 円となっております。次に、公共下水道施設等運営事業費が 4,469 万 4,000 円となっております。次に、第 2 目下水道建設費 1 億 1,83 万 1,000 円は、令和 3 年度単独で終末処理場内の雨水ポンプエンジン更新工事などで 1,740 万円、補助の 8,443 万 1,000 円は終末処理場内雨水ポンプ場機械設備改築更新工事と公共下水道施設ストックマネジメント策定業務委託料となっております。

続きまして、第 2 款公債費につきましては、第 1 項公債費 1 目元金が 3 億 6,383 万 3,000 円、第 2 目利子が 4,293 万 4,000 円となっております。

以上、説明を終わります。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 68 号 令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 68 号令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

別冊決算書 297 ページからでございます。本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見、意見書並びに主要施策実績報告書を添付し、認定をお願いするものでございます。

歳入及び歳出決算額は 1,317 万 5,167 円で、差引き残額はゼロ円でございます。

303 ページの事項別明細書の歳入から御説明いたします。1 款使用料及び手数

料 222 万 2,070 円、第 1 目使用料は中ノ島で 82 万 9,140 円、第 2 目池ノ浦で 139 万 2,930 円となっております。第 2 款財産収入は基金の利子収入が 2,004 円で、第 3 款繰入金は一般会計及び基金からの繰入金 985 万 1,093 円となっております。

次に、308 ページの歳出では、第 1 款中ノ島漁業集落排水事業費 840 万 810 円で、内訳は、漁業集落排水総務費が 624 万 5,750 円、第 2 項公債費は、第 1 目元金 186 万 7,986 円、2 目利子 28 万 7,074 円となっております。次に、第 2 款池ノ浦漁業集落排水事業費は 477 万 4,357 円で、内訳は、第 1 款漁業集落排水総務費 213 万 1,237 円、第 2 項公債費第 1 目元金 221 万 4,511 円、第 2 目利子 42 万 8,609 円となっております。第 3 款の予備費はゼロ円でございます。

なお、詳細については、主要施策の実績報告書の特別会計 27、28 ページに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○吉野委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 70 号 令和 3 年度須崎市水道事業会計決算の認定について

○吉野委員長=続きまして、市議案第 70 号令和 3 年度須崎市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長=それでは、市議案第 70 号令和 3 年度須崎市水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

議案書の 11 ページでございます。すみません。本会計の場合、仕組み上少し説明が長くなりますが、よろしくお願ひいたします。本議案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づきまして、令和 3 年度須崎市水道事業会計の決算について、

監査委員の意見書並びに監査委員の審査に付した事業報告書等を添付して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、別冊でありますが、須崎市水道事業会計決算書の 1 ページから説明を申し上げます。こちらには水道水を各家庭などへ送り届けるための経費とその財源を表す収益的収入及び支出を記載しております。

初めに、収入でございますが、第 1 款事業収益の決算額は 6 億 6, 534 万 6, 586 円となっており、その内訳は、給水収益や手数料などの第 1 項営業収益が 5 億 6, 358 万 6, 124 円、他会計補助金や長期前受金戻入などの第 2 項営業外収益が 1 億 176 万 462 円であります。

次に、支出でございますが、第 1 款事業費用の決算額は 5 億 4, 813 万 6, 654 円となっており、その内訳は、第 1 項営業費用は 4 億 9, 779 万 8, 655 円、第 2 項営業外費用は 4, 971 万 2, 321 円、第 3 項特別損益が 6 万 5, 678 円であります。

続きまして、2 ページでございます。こちらには水道施設を整備、拡充するために必要な経費とその財源を表す資本的収入及び支出を記載いたしております。

初めに、収入でございますが、第 1 款資本的収入の決算額は 2 億 1, 441 万 1, 000 円となっており、その内訳は、第 1 項国庫支出金が 1, 900 万円、第 2 項企業債が 1 億 9, 320 万円、第 3 項負担金が 221 万 1, 000 円であります。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出の決算額は 4 億 7, 872 万 4, 239 円となっており、その内訳は、第 1 項建設改良費が 2 億 7, 977 万 1, 552 円、第 2 項企業債償還金が 1 億 9, 731 万 9, 256 円、第 3 項返還金が 163 万 3, 431 円であります。

以上の結果、資本的収入が資本的支出に不足する 2 億 6, 431 万 3, 239 円につきましては、過年度損益勘定留保資金 1 億 4, 509 万 1, 609 円、減債積立金 9, 383 万 734 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 539 万 896 円で補填をいたしております。

続きまして、3 ページの損益計算書でございます。こちらは 1 年間の営業成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。初めに、1 の営業収益から 2 の営業費用を差し引いた営業利益が 2, 982 万 8, 939 円であります。この金額に 3 の営業外収益を加え、4 の営業外費用を差し引いた額が経常利益であり、その額は 9, 238 万 8, 386 円となってございます。そして、この経常利益に 5 の特別利益を加え、6 の特別損失を差し引いた 9, 181 万 9, 036 円が当年度の純利益でございます。

続きまして、5 ページの令和 3 年度須崎市水道事業剰余金処分計算書について御説明申し上げます。剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、未処分利益剰余金 1 億 8, 564 万 9, 770 円のうち、企業債の償還に充てる目的でございます

減債積立金に当年度の純利益でございます9, 181万9, 036円、全額を積み立て、前年度に減債積立金に積み立てておりました9, 383万734円を資本金に繰り入れるものでございます。

続きまして、6ページから9ページにあります貸借対照表についての説明でございますが、こちらは決算日時点の財政状態を表すものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。

初めに、資産の部でございますが、1の固定資産の合計額は51億3, 696万2, 153円、また2の流動資産の合計額は8億4, 505万380円でございまして、合わせた資産の合計額は59億8, 201万2, 533円となってございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債の合計額は27億8, 378万7, 869円、次に、4の流動負債の合計額は3億2, 603万2, 619円、続きます、8ページとなりますが、5の繰延収益の合計額は9億977万8, 799円でございまして、合わせた負債の合計額は40億1, 959万9, 287円となっております。

最後に、9ページの資本の部でございますが、6の資本金の合計額は14億2, 768万622円、続く7の剰余金の合計額は5億3, 473万2, 624円でございまして、合わせた資本の合計額は19億6, 241万3, 246円となっております。そしてこれら負債と資本を合わせた負債、資本の合計額は59億8, 201万2, 533円となっておりまして、こちらは資産の合計額と一致するということになっております。

以上、決算書についての説明でございますが、12ページから25ページには事業報告書、また26ページ以降には附属書類を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願ひいたします。

一応決算書としては以上でございますが、決算書にございます収益的収支の補填財源につきまして、毎年詳細について説明させていただいているところでございますので、すみません、長くなりますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしております資料を御覧ください。ここで1枚物で裏表ございます。まず表に補填財源についてという題目で記しております。こちらについて説明させていただきます。この損益勘定留保資金につきましては、資本的収支の補填財源の一つでございまして、当年度損益勘定留保資金と過年度損益勘定留保資金に区分されます。初めに、当年度の損益勘定留保資金でございますが、これは当年度の収益的収支の上で現金の支出を要しない費用でございまして、具体的には資産の減価償却費や資産減耗費などを指します。次に、過年度損益勘定留保資金でございますが、これは前年度以前に発生した損益勘定留保資金の積み上げた金額のことで、当年度の補てん財源として使用しております。今回の決算で御説明をいたしますと、

令和 3 年度当初の段階におきまして、過年度損益勘定留保資金は 5 億 1, 083 万 5, 925 円でございました。こちら去年の同じ御説明のときに申し上げた金額でございます。このうち、3 年度中に 1 億 4, 509 万 1, 609 円を使用いたしましたので、3 年度末の決算時点では 3 億 6, 574 万 4, 316 円が残っております。

次に、当年度損益勘定留保資金についてですが、決算書の 22 ページをご覧下さい。収益的支出の欄に減価償却費として 2 億 3, 413 万 422 円とありますが、この金額にその下の資産減耗費 735 万 9, 354 円から現金支出を伴っております中ノ島大橋の除却費用 300 万円を差引いた 435 万 9, 354 円、さらに 4 段下の雑支出の 4 条控除対象外消費税額 4 万 1, 434 円と、資本的支出にございます消費税の調整による国庫への返還金 163 万 3, 431 円を合わせた金額から、21 ページにございます、収益的収入の長期前受金戻入 5, 347 万 8, 005 円を差し引いた 1 億 8, 668 万 6, 636 円が、当年度損益勘定留保資金ということになります。

したがいまして、令和 3 年度の決算時点における次年度の損益勘定留保資金は、年度末に残った過年度損益勘定留保資金と、当年度損益勘定留保資金としてあがつた額を合わせた 5 億 5, 243 万 952 円となり、次年度の会計において過年度分損益勘定留保資金として、資本的収支の補てん財源に使用できることになります。

次に、減債積立金でございますが、これは企業債の元金の償還に充てるための積立資金ですが、前年度の純利益がそのまま減債積立金となっております。

次に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額についてですが、決算報告書では収益的収支や資本的収支などは税込みとなっておりますが、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表については税抜きとなっております。この税込み決算と税抜き決算の差であると御理解いただきたいと思いますが、少し詳しく申し上げますと、資本的収支に係る仮払いの消費税及び地方消費税から資本的収入に係る仮受消費税及び地方消費税を差し引いた額が企業内部に留保された資金となりますが、これも消費税が導入されて以来、資本的収支の補填財源の一つとされております。

続きまして、裏面を御覧ください。水道会計では、次に用語の説明を記載しておりますが、減価償却費や資産減耗費といった見かけ上の支出や長期前受金戻入という見かけ上の収入もございますことから実態が少し分かりづらいものとなっております。このことから見かけ上のものを除き、会計全体で見たほうが分かりやすいと思いますので、決算書の 21 ページ、22 ページと併せて、御覧いただきながら説明させていただきます。

まず決算書 21 ページの下の端にございます事業収入の合計は 8 億 2, 853 万 3, 546 円となつります。次に、次ページ下の端にございます事業費の支出の合計は 10 億 99 万 6, 549 円となっており、差し引きますと支出が収入より 1

億 7, 246 万 3, 003 円多く、見かけ上では赤字ということになっております。しかし、収益的収入の中の見かけ上の収入であります先ほど言いました長期前受金戻入 5, 347 万 8, 005 円を除き、また収益的支出から実際の支出を伴わない減価償却費 2 億 3, 413 万 422 円と資産減耗費 735 万 9, 354 円を除外しますと、結果的には 1, 554 万 8, 768 円の黒字となってございます。令和 3 年度の決算では損益計算書においても純利益を生み出しておりますが、この結果で見ましても見かけ上の收支を除いても黒字であることが分かります。

なお、全体を見る場合には、監査のほうで受けております審査意見書を御覧いただければ、監査委員さんが経営状態について詳しく分析しておりますので、御理解いただけるものと思います。

大変長くなり申し訳ございませんが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝水道課長、令和 3 年度の決算損益計算部分では黒字化で、これ業績としてはいい成果だと思いますが、供給の部分でコストも上がり、たしか 7、8% ぐらい上がってて、世帯数も 100 世帯ぐらい減ってる中で、黒字にできた要素の要因、原価が上がってて、供給数が減ってるのに何で黒字なのかなというのが 1 点目と、来期、令和 4 年度に向けてこのままの損益計算が来年度見込める状況でこの今の水道料金の供給のバランスで決算監査を受けて、そういう評価はええというのか、ちょっと 2 点お伺いしたいと思います。

○吉野委員長＝水道課長。

○中村水道課長＝まずは分析といたしましては、そうですね、企業債の関係ですけども、そちらは一応借り入れは通常あまり変わりなく借り入れしておりますけども、こちらのほうがちょっと 5 年の据え置くというようなこともございますので、こちらのほうも響いておると思いまし、あと分析は、この数字上で判断してますので、細かく分析はしておりませんが、監査のほうで分析はしてなかつたですかね。

○吉野委員長＝暫時の間ちょっと休憩。

午前 10 時・・・30 分 休憩

午前 10 時・・・38 分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

簡単に今のことと言えますか。

○中村水道課長＝それでは、お答えさせていただきます。

収益については、一番大きかったのは、エム・セテックへの減免のほうは令和 3 年度末で終わったということで、今後順次また収益が回復というか、増収になっていくというふうに思われますので、取りあえず今年度の決算もそうですけども、次年度についても黒字は見込めるものと想定しておりますので、料金的な改定につきましては現段階では必要ないものというふうに思っております。ということでよろしいでしょうか。

○松田委員=はい。

○吉野委員長=いいですか。

○松田委員=はい。

○吉野委員長=ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、認定するべきものと決しました。

---

#### 市議案第 74 号 専決処分の承認について《分割》

○吉野委員長=続きまして、市議案第 74 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長=御説明させていただきます。

別冊補正予算書 8 ページからでございます。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 3 目農業振興費 2,000 万円につきましては、7 月 4 日から 5 日にかけての大雨によるミョウガハウス被害の農業用施設災害復旧支援事業費の更正でございます。この被害については主に浦ノ内地区のミョウガハウス被害によるもので、被害農家数 17 棟、27 ハウス、被害面積は 4 万 3,658 平米でございます。この算定につきましては、県補助によるハウス災害復旧区分の補助率 5 分の 1 に合わせて額を算定しております。

続きまして、第 11 款災害復旧費第 2 項農林水産施設災害復旧費 1 億 3,173 万 8,000 円の補正につきましては、1 目現年発生補助災害復旧費 8,750 万円、2 目現年発生単独災害復旧費 4,423 万 8,000 円でございます。

以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 74 号専決処分の承認につきまして、令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、建設課所管分につきまして御説明をいたします。

別冊予算書の 9 ページからでございます。第 8 款土木費第 2 項道路橋りょう費第 2 目道路維持費でございますが、7 月豪雨災害によります被災箇所の復旧に要します経費として 50 万円を増額補正させていただいております。次に、第 3 項河川海岸費 1 目河川海岸保全費 3,500 万円は、こちらも 7 月豪雨により被災した河川のしゅんせつ工事費でございます。次に、第 5 項都市計画費第 1 目都市計画総務費 10 万円は、下水道事業特別会計の災害復旧費用の補正に伴う繰出金でございます。

続きまして、10 ページの 11 款災害復旧費第 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目現年発生補助災害復旧費 2 億 2,652 万円は、7 月豪雨災害に係ります補助災害復旧事業費追加分の工事費等でございます。次に、2 目現年発生単独災害復旧費 6,377 万 7,000 円につきましても、7 月豪雨により被災しました公共土木施設の災害復旧に要する経費として増額補正しておるものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 75 号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 75 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 75 号専決処分の承認につきまして御説明いたします。

議案書 22 ページでございます。令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊予算書 12 ページからでございます。第 1 条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 6, 801 万 1, 000 円とするものでございます。

次に、16 ページの事項別明細書の歳出でございますが、1 款下水道費 1 項下水道費 3 目下水道災害復旧費 300 万円の増額につきましては、7 月の台風 4 号に伴います豪雨により水路や雨水流入口等の土砂の取り除きに係るものでございます。

15 ページに戻りまして、歳入でございますが、4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金で 10 万円、6 款市債 1 項市債 2 目災害復旧債で 290 万円を補正しております。

次に、14 ページの第 2 表地方債補正の追加で下水道施設災害復旧事業の地方債限度額を 290 万円とし、利率を 4.5% 以内といたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○吉野委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 76 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 5 号）について《分割》

○吉野委員長=続きまして、市議案第 76 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 5 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長=市議案第 76 号須崎市一般会計補正予算、9 月補正について御説明させていただきます。

別冊補正予算書 16 ページからでございます。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 3 目農業振興費の 1, 847 万 9, 000 円につきましては、新規就農研修支援事業費、環境保全型直接支払対策事業費、農業次世代人材投資事業、産地パワーアップ事業の更正でございます。次に、第 4 目農地費 1, 540 万 1, 000 円につ

きましては、農道防災対策事業費、こちらのほうは上分学校橋で開始する歩道改修としています。そして農業水利防災対策事業費、安和ジンデ池の排水工事の更正でございます。次に、第 5 目排水機維持費 156 万 8,000 円についてですが、排水機維持費、桐間第 2 排水場燃料管の更新でございます、の更正でございます。

続きまして、第 2 項林業費第 1 目林業総務費 15 万円については、鳥獣被害防止総合対策事業費、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費、森林環境整備事業費の更正でございます。

続きまして、第 3 項水産業費第 2 目水産業振興費 5 億 305 万 9000 円につきましては、水産資源保護増殖事業費、沿岸漁業設備投資促進事業費、放置漁船対策推進事業費、魚市場建設事業費、水産業成長産業化沿岸地域創出事業費についての更正でございます。続きまして、第 3 目漁港管理費 217 万 3,000 円については、須崎仁ノ線拡幅工事に伴う用地測量委託及び中ノ島漁港内にフラップゲートを設置するものでございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。第 2 表繰越明許費補正について御説明させていただきます。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費の地域農業水利施設ストックマネジメント事業費 1 億 7,300 万円を追加させていただいております。理由につきましては、今年度発注するポンプ更新工事においてコロナウイルスの影響で機器製作が 12か月必要になることが判明したためでございます。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 76 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 5 号）について、建設課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書 18 ページをお開きください。第 8 款土木費第 2 項道路橋りょう費第 3 目道路新設改良費 72 万 4,000 円は、高知県市町村道整備交付金の交付予定額が見込みより増額となるため、積立金を更正するものでございます。

次に、第 4 項港湾費第 1 目港湾費の 12 万円は、港湾局への要望及び港の環境学習に係る費用の更正でございます。

続いて、第 5 項都市計画費第 1 目都市計画総務費は下水道事業特別会計への繰出金に 178 万 8,000 円、2 目公園費の 3,800 万円の増額につきましては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、公園遊具の更新と公園トイレの改修に係る予算不足分に要する経費の更正となっております。

以上、よろしくお願いします。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝市議案第 76 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 5 号）についてのうち、住宅・建築課所管分について御説明いたします。

別冊令和 4 年度須崎市補正予算書、令和 4 年 9 月補正の歳入歳出補正予算事項別

明細書の 19 ページをお願いいたします。第 8 款土木費第 6 項住宅費第 1 目住宅管理費でございます。東川内第 1 市営住宅除却事業費として当初予算ではアスベストの調査委託料として 220 万円を計上し、その現地調査を実施いたしまして、本年 8 月に調査が完了いたしました。調査の結果は、一部の石膏ボード内にアスベストが含有していることが判明いたしまして、この結果を踏まえまして引き続き当該市営住宅の除却に係る設計業務を委託するため委託料として 492 万 8,000 円の追加補正を行おうとするものでございます。

また、今回の補正に係る財源といたしまして、歳入として、7 ページ、第 15 款国庫支出金第 2 項国庫補助金第 5 目土木費国庫補助金第 3 節住宅費補助金に記載の社会資本整備総合交付金につきましては、東川内第 1 市営住宅除却事業費のうち今回補正を行おうとする設計業務委託料 492 万 8,000 円に対しまして特定財源として国から 47% の交付金 231 万 6,000 円の歳入更正及び一般財源として 261 万 2,000 円を補正計上いたしております。

以上でございます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝建設課長、公園費の地方創生臨時交付金の事業ですけれど、内容をもう少し具体的に御説明いただけたら。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝こちらについてはアフターコロナとか含めまして公園の活用というところございます。その中でどうしても公園遊具が老朽化している部分がございまして、こちらのほう新たに更新をしたいというところ考えておりまして、現在の予定としましては 2 か所の公園の大型遊具を更新していきたいというふうに考えております。実際の場所としましては、利用度が高い公園ということで、池ノ内のたきのはな公園と野見の潮ばかり公園、こちらのほうの遊具を更新していく予定となっております。

また、公園のトイレの改修につきましては、6 月議会で予算計上させて、補正計上させていただいた部分で、材料費が当然高騰をちょっとしておりまして、不足分について今回追加で計上させていただいたということです。以上です。

○吉野委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第 78 号 令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 78 号令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 78 号令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

議案書 25 ページ、別冊補正予算書は 30 ページからでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 148 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 6,949 万 9,000 円とするものでございます。

次に、34 ページの事項別明細書の歳出でございますが、第 1 款下水道費 1 項下水道費 1 目下水道総務費 148 万 8,000 円増額につきましては、水路、マンホールの修繕と雨水ポンプ場の電気機械修繕に係るものでございます。

次に、第 2 款公債費第 1 項公債費第 1 目元金につきましては、財源の更正でございます。

33 ページに戻りまして、歳入でございますが、第 4 款繰入金第 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金で 178 万 8,000 円、第 6 款市債第 1 項市債第 1 目下水道債で 30 万円の減額補正としております。

次に、32 ページの第 2 表地方債補正の変更としまして、下水道事業債 1,990 万円から 30 万円減額し、1,960 万円とし、地方債限度額を 2 億 9,790 万円にしようとするものであります。

以上、よろしくお願ひします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第 79 号 令和 4 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 79 号令和 4 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 79 号令和 4 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

議案書 26 ページ、別冊補正予算書 35 ページからでございます。歳入歳出予算総額にそれぞれ 250 万円を追加し、予算総額をそれぞれ 1,599 万円とするものでございます。

36 ページの歳出から御説明させていただきます。第 1 款中ノ島漁業集落排水事業費第 1 項漁業集落排水事業費 200 万円、第 2 款池ノ浦漁業集落排水事業第 1 項漁業集落排水事業費 50 万円、総額 250 万円を増額するもので、こちらのほうは公営企業会計適用事業への移行準備として固定資産調査事務委託の更正が生じたものでございます。

これに対します歳入については、4 款 1 項の市債で 250 万円を計上しております。

続きまして、37 ページの第 2 表地方債補正でございますが、公営企業会計適用債で限度額を 350 万円としております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 81 号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 81 号高知県広域食肉センター事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 81 号高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について御説明させていただきます。

議案書 28 ページでございます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を別紙のとおり変更する協議を行うことについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、29 ページにありますとおり、第 4 章の次に第 5 章組合の解散を加え、第 12 条組合の解散、第 13 条解散に伴う財産処分、第 14 条解散に伴う事務の継承、第 15 条決算審査及び認定を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第 85 号 工事請負契約の締結について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 85 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 85 号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上

げます。

市長提出議案書（その 2）でございます。本契約は、須崎魚市場建替工事（建築主体）に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

須崎魚市場建屋は、建設後約 45 年が経過しております、老朽化が著しく、日々清掃等は行っているものの、そもそも老朽化を原因として衛生管理体制が十分と言えない状況であります。さらに南海トラフ地震に耐え得る耐震性能を有していないため、市場運営を維持するには耐震化が必要であることから建て替え工事を施工するものでございます。

契約の金額は 8 億 9,980 万円、工期につきましては議決日から令和 6 年 12 月末までで、契約の相手方は株式会社矢野建設でございます。

よろしくお願ひします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝今回の魚市場の建て替えの工事ですけど、今の市場を解体をして、2 階建てが長めにでき、屋上が人が上がるよう、避難場所になるとか、あるいは堤防のところの改修工事だったり、そういうこと含めた工事費でこの金額なのか。2 階建てで、この工事費に含まれちゅう概要をちょっと教えていただきたいです。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝こちらのほうは建築主体工事であります、市場の建屋に係る工事費でございます。陸閘等については、また別でございます。県予算で対応となります。以上です。

○吉野委員長＝松田さん。

○松田委員＝上には上がる？

○吉野委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝一部、何ていうんですかね、エプロンといいますか、広場がありますが、そちらのほうについては今後、各漁協と話し合いをしながら活用方法について検討してまいりたいと考えます。

○吉野委員長＝松田さん。

○松田委員＝魚市場、非常に魅力のある、須崎でもやっぱりランドマークになるところだと思うので、一般の人が利用できるような施設、あるいは市場の競りのときに来場するということはかなり厳しい条件があるかと思いますが、親しんでもらえるような施設の利活用、せっかく新しく建設される、投資額も大きいので、そういう工夫をぜひ建築部分でできる範囲していただけだと観光客にもちょっとランドマ

一クになるんじゃないかなと思って。

○吉野委員長=農林水産課長。

○岡田農林水産課長=この魚市場については、今現在須崎市が進めております海のまちプロジェクトと連携してまして、2階部分の通路を見学用通路として計画しております。須崎市に訪れる方が魚市場を見学して、それした後に市内に足を運んでいただくという形を取っていくようにはしております。以上です。

○吉野委員長=いいですか。

○松田委員=はい。

○吉野委員長=ほかにございませんね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしましたが、ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉野委員長=なければ、以上で産業建設委員会を散会いたします。どうもありがとうございました。

\*~~~~~\*

○午前11時07分 閉会